

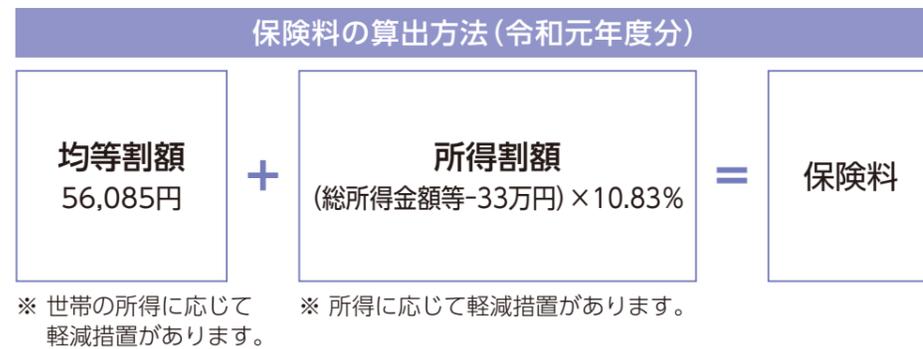
令和元年度保険料の通知を7月中旬にお届けします

後期高齢者医療制度の保険料は、平成30年中の所得金額と世帯(※)の状況を基に算定を行い、決定します。

被保険者(加入者)の皆さんに「令和元年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定され、加入者一人ひとりにかかります。

なお、保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることとなっており、平成30年度に改定されました。

※「世帯」とは、平成31年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。



健康診査の対象者が増えました

今年度から生活習慣病(糖尿病や高血圧症、脂質異常症など)で治療中の人も、健康診査の対象となりました。生活習慣病の発病や重症化予防のため、後期高齢者医療制度の健康診査を受診しましょう。

●健康診査を受診するためには…

- ①福岡県後期高齢者医療広域連合から郵送された「受診票」と「お知らせ」を確認します。
- ②かかりつけ医または前回健康診査を受診した医療機関に、後期高齢者健康診査の受診ができるかお尋ねください。
- ③医療機関に、直接健康診査の予約をします。

町内で健康診査を実施している医療機関

医療法人成雅会 泰平病院・公益財団法人福岡医療団 千鳥橋病院付属須恵診療所・医療法人文正会 須恵外科胃腸科医院・貫外科胃腸科医院・医療法人 市来病院・医療法人社団正信会 水戸病院

- ▶ 問い合わせ先 住民課 後期高齢者医療係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線116)



後期高齢者医療に関するお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合および須恵町は、7月中旬以降、令和元年8月からの被保険者証や保険料の通知などの書類をお送りします。

7月末までに書類が届かないなどがありましたら、住民課にお問い合わせください。

8月からの被保険者証は紫色です

現在の被保険者証(うす緑色)は、令和元年7月31日までの有効期限です。8月1日から使用できる被保険者証(紫色)を7月下旬にお送りします。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を住民課窓口でお受け取りいただくことがあります。

- ※ 8月1日以降に受診されるときは、新しい被保険者証(紫色)を医療機関の窓口で提示してください。
- ※ 7月31日までに新しい被保険者証(紫色)が届かない場合は、住民課へお問い合わせください。



令和元年8月からの被保険者証は紫色です
期限が切れた被保険者証は破棄してください

限度額適用・標準負担額減額認定証は8月に更新です

限度額適用・標準負担額減額認定証をすでにお持ちで、平成31年度の市町村民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

なお、新たに証の交付を希望する場合は、住民課での申請手続きが必要です。

▶申請に必要なもの

被保険者証・マイナンバーカード(または顔写真付き公的身分証明書およびマイナンバー通知カード)・印鑑・その他(非課税証明書など収入額を証明するものや入院期間を確認できるものが必要になる場合があります。)

